

平成30年度 指定居宅介護支援事業所実地指導の結果一覧

(1) 実地指導を実施した事業所数

実施年度	対象事業所数 (平成31年3月31日時点)	実施件数
平成30年度	29	10

(2) 平成30年度の項目別の指摘事項・注意事項の件数

指 導 項 目	指導件数	
	指摘事項	注意事項
第1 基本方針		
第2 人員基準		3
第3 運営基準	1	6
第4 変更の届出等		
第5 高齢者虐待の防止		
第6 居宅介護支援費	1	1
計	2	10

(3) 平成30年度指導事例

項目	指導内容	指摘	注意
<b>第2 人員基準</b>			
1 従業員の員数	運営規程に定める営業日には、介護支援専門員を適切に配置してください。		1
3 労務管理	「時間外労働・休日労働に関する協定」(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出てください。		1
	従業員の健康診断について、労働安全衛生法に基づき、適正に実施してください。		1
<b>第3 運営基準</b>			
1 内容・手続きの説明と同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、居宅サービス計画案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、説明、文書の交付に加え理解したことについて利用申込者の署名を得てください。	1	
	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について、説明及び文書の交付をした場合には、理解したことについて利用申込者からの署名を得てください。		1
	報酬改定に際し、居宅介護支援費等の金額について誤った内容で説明されている事例がありましたので、適正な内容で説明し、同意を得てください。		1
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	利用者が医療サービスの利用を希望し、主治の医師等の意見を求めた場合において、居宅サービス計画書を作成した際には、当該計画を主治の医師等に交付してください。		1
	サービス担当者会議において、意見照会の回答がサービス担当者会議後になっているケースがあるので、サービス担当者会議の日程を調整する、意見照会を早めに行うなど会議に意見が反映できるようにしてください。		1
	利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供してください。		1
	一部の利用者について、居宅介護支援計画を「交付」したことがわかるよう、署名欄に文言を追加してください。		1
<b>第6 居宅介護支援費</b>			
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算について、「退院調整ルール」の入院時情報提供シートを使用する場合で、入院日が記載されていない事例がありましたので、入院日を追記してください。		1
運営基準減算	運営基準違反に係る居宅介護支援費請求について、所定単位数の100分の50(当該減算が2月以上継続している場合は所定単位数を算定しない)を算定していないことが認められましたので、自主的に点検を行った上で保険者に返還し、所定の様式により報告してください。	1	